

○ 総務省令第 号

放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(搬送波等の条件)

第十二条 「略」

2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合は、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

【一 略】

二 受信用光伝送装置の入力端子

「イヽニ 略」

(搬送波の周波数)

第十八条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつております、かつ、一、〇三三一・二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は一、二二四・四一メガヘルツから一、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、一二六・二〇、一、一六四・五六、一、二〇二・九二、一、二四一・二八、一、二七九・六四、一、三一八・〇〇、一、三五六・三六、一、三九四・七二、一、四三三・〇八、一、四七一・四四、二、二四一・六六、二、二八〇・〇二、二、三一八・三八、二、三五六・七四、二、三九五・一〇、二、四三三・四六、二、四七一・八二、二、五一〇・一八、二、五四八・五四、二、五八六・九〇及び二、六三五・二六メガヘルツ

2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつております、かつ、一、

五三三一・七五メガヘルツから一、〇七〇・二五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メガヘルツから三、二三三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、五五〇、一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七三三、一、七七三、一、八一三、一、八三、一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、二、〇一三、一、〇五三、二、七二六、二、七六六、二、八〇六、二、八四六、二、八八六、二、九二六、二、九六六、三、〇〇六、三、〇四六、三、〇八六、三、一二六、三、一六六及び三、二〇六メガヘルツ

(搬送波等の条件)

改 正 前

(搬送波等の条件)

第十二条 「同上」

2 「同上」

二 受信用光伝送装置の入力

「イヽニ 同上」

(搬送波の周波数)

第十八条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつております、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、一二六・二〇、一、一六四・五六、一、二〇二・九二、一、二四一・二八、一、二七九・六四、一、三一八・〇〇、一、三五六・三六、一、三九四・七二、一、四三三・〇八及び一、四七一・四四メガヘルツ

2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつております、かつ、一、

五七八・五七メガヘルツから一、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七三三、一、七七三、一、八一三、一、八三、一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、二、〇一三、一、〇五三、二、七二六、二、七六六、二、八〇六、二、八四六、二、八八六、二、九二六、二、九六六、三、〇〇六、三、〇四六、三、〇八六、三、一二六、三、一六六及び三、二〇六メガヘルツ

(搬送波等の条件)

第十九条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつて

第十九条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつて

受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、

<p>〔五・七 略〕</p> <p>四 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数（受信する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。）の場合にあつては、受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいい、左旋円偏波（円偏波であつて、電界ベクトルの回転の方向が右旋円偏波と反対であるものをいう。）の場合にあつては、受信周波数と九・五〇五ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式を用いる場合に限る。以下この条において同じ。）又は三三・七五六一メガヘルツ（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合に限る。以下この条において同じ。）の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比</p>	<p>〔一・三 略〕</p> <p>〔一・三 同上〕</p>
---	--------------------------------

おり、かつ、「一、〇三二・一二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、二二四・四一メガヘルツから二、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、「一、五三一・七五メガヘルツから二、〇七〇・二五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メガヘルツから三、二二三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

おり、かつ、「一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、「一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、

<p>〔五・七 同上〕</p> <p>四 搬送波のレベルと雫音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合に限る。以下この条において同じ。）又は三三・七五六一メガヘルツ（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合に限る。以下この条において同じ。）の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比</p>	<p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔一・三 同上〕</p>
---	---------------------------------

かつ、一、〇三一・一三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、一一一四・四
一メガヘルツから二、六四一・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送
等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五三一・七五メガ
ヘルツから二、〇七〇・一五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メガヘルツから三、一二
三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波
に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に
掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項
の規定は、適用しない。

[一・一
略]

(使用する電磁波の条件)

第二十条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レ

ベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線

一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

[一・一
略]

三、受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつてお

り、かつ、一、〇三一・一三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、一一一
四・四一メガヘルツから二、六四一・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビ

ジョン放送等

四、受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、
一、五三一・七五メガヘルツから二、〇七〇・一五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メ
ガヘルツから二、一二一三・一五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

[2
略]

別図第四（第11条第3項第3号関係）

[図
略]

別記 分割TLVパケットの構成

[図
略]

[注1～9
略]

10 分割後の最終TLVパケット長が184バイトの場合、最終TLVパケットのTLV開始イ
ンジケーターを'1'とした上で、先頭TLV指示を0xb8とする。

かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する
有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、
一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線
テレビジョン放送等

[一・一
同上]

(使用する電磁波の条件)

第二十条 [同上]

[一・一
同上]

三、受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつてお

り、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使
用する有線テレビジョン放送等

[2
回上]

別図第四（第11条第3項第3号関係）

[図
同左]

[注1～4
同左]

別記 分割TLVパケットの構成

[図
同左]

[注1～9
同左]

[新設]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。